

当該店舗について、2020年2月19日に千葉県に対し以下の内容の大規模小売店舗立地法の変更届出を行いました。  
 当初この度の届出に伴う法の規定による説明会を2020年3月6日に予定いたしておりましたが、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、千葉県と協議の上、急遽開催を見送ることといたしました。  
 つきましては皆様へのご案内の方法を、説明会資料の店頭掲示や隣接町内会様への回覧板等による資料回覧に代えさせていただきましたので、事情をご賢察のうえご理解賜りますようお願いいたします。  
 ※今回の届出内容である営業時間等の変更は、新規出店の届出ではなく、既存店の変更の届出であるため届出の翌日から変更が可能です。  
 ※変更内容についてのご質問等がございましたら、本資料右側の補足欄をご参照の上、記載の連絡先までお問合せください。

## 『(仮称)MEGA ドン・キホーテ UNY 市原店』大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会資料

### I. 届出に関する事項

#### 1. 建物設置者

名称：ユニー株式会社  
 代表者：代表取締役 関口憲司  
 住所：愛知県稲沢市天池五反田町1番地

#### 2. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：(仮称)MEGA ドン・キホーテ UNY 市原店  
 所在地：千葉縣市原市青柳北一丁目1番地

#### 3. 小売業者

名称：ユニー株式会社  
 代表者：代表取締役 関口 憲司  
 住所：愛知県稲沢市天池五反田町1番地 他16者

#### 4. 変更しようとする事項

##### ①大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
20,434 m <sup>2</sup>	15,194 m <sup>2</sup>

##### ②大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
午前9時00分～午後9時00分	午前9時00分～午後9時00分 午前8時00分～翌午前2時00分 (ユニー株式会社のみ)

##### ③来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時45分～午後9時30分	午前7時30分～翌午前2時30分

##### ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

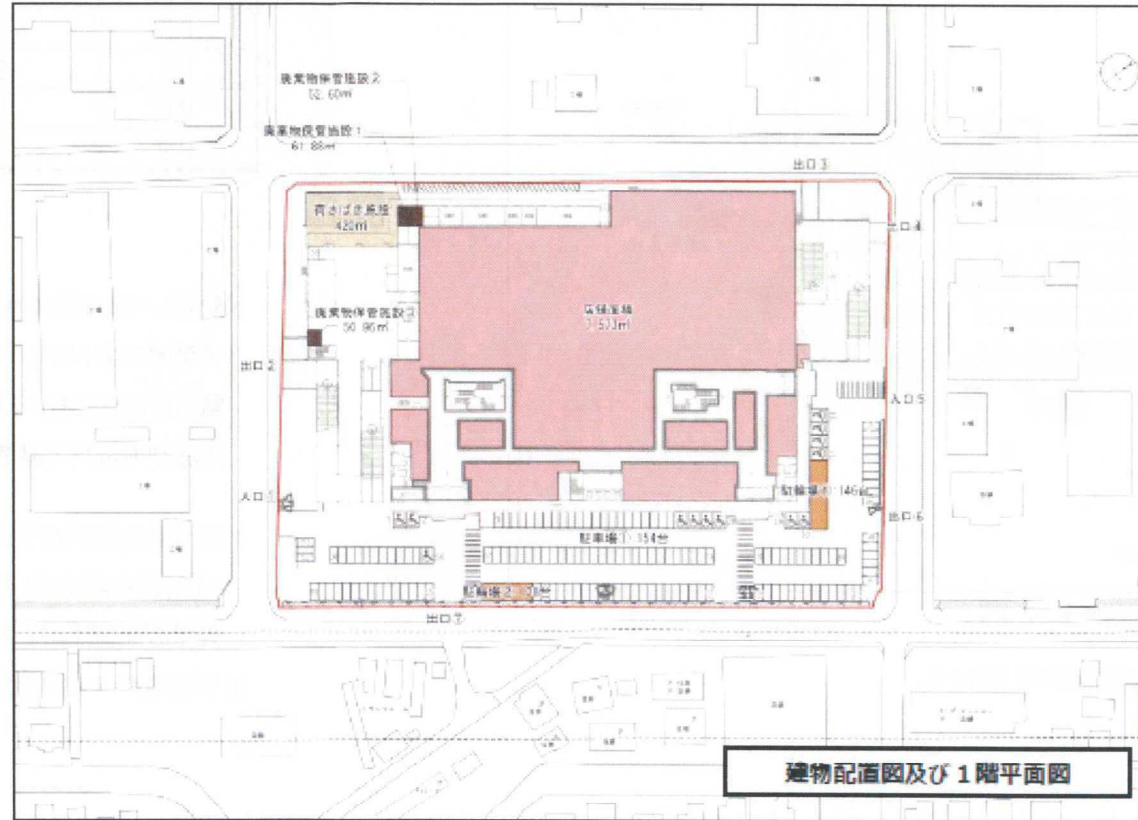
変更前	変更後
午前7時00分～午後6時00分	午前0時00分～翌午前0時00分

#### 5. 変更する年月日

令和2年3月16日(予定)

#### 6. 変更する理由

業態転換に伴い営業時間、駐車場利用可能時間、荷さばき可能時間を変更するため。



### 資料記載内容の補足

#### 4-①店舗面積について

届出に標記される『店舗面積』は小売を行う面積が対象です。変更前の届出面積が実態よりも多かったためこの度の変更で修正いたしております。延床面積が減るわけではありません。

#### 4-②『開店時刻及び閉店時刻』について

営業時間の変更は旧アピタ直営部分のみで、開店日から当面は8:00～24:00の計画です。今現在24:00を超える計画は無く、少なくとも開店後1年は変更の予定はございません。

#### 4-③『駐車場利用可能時間帯』について

開店日から当面は開店時間の30分前から閉店時間の30分後(7:30～24:30)までとなります。閉店後は駐車場出入口を閉鎖し、営業時間外に車両等出入することの無いよう管理いたします。

#### 5. 変更する年月日

記載の日付は開店日ではなく、その日以降に変更・開店できる日付とご理解ください。開店日については後日プレスリリース等でご案内いたします。

※開店時の混雑を避けるため、新聞折り込みによるOPENチラシ配布は行いません。

#### ご質問等お問合せ先

##### ●開店前迄のお問合せ窓口

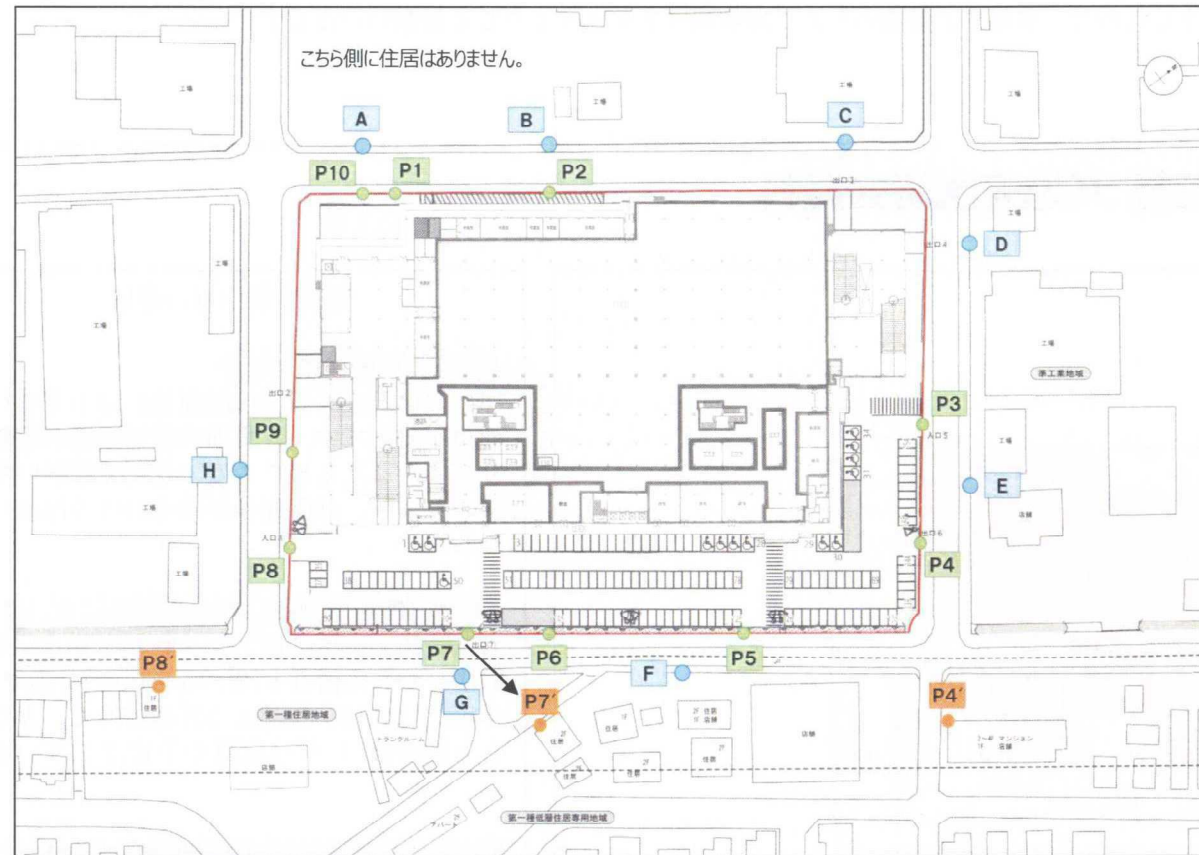
ユニー株式会社  
 開発本部関東営業部担当 大濱  
**045-423-7145**  
 (水曜日・日曜日を除く10:00～18:00)

##### ●開店後のお問合せ窓口

MEGA ドン・キホーテ UNY 市原店  
**0436-20-0511**



## II. 騒音に関する事項



基準値を上回る予測地点 P7(出口⑦)の直近住居は予測地点 P7'です。  
 予測地点 P7'におきましては基準値を下回ります。  
 また、場内の車両走行音につきましては周辺住居において基準値を下回ります。

### 1. 騒音の総合的な予測

・昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測結果

予測地点	昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 (午後 10 時～翌午前 6 時)	
	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A	60	51.3	50	43.0
B	60	46.8	50	41.9
C	60	49.2	50	44.2
D	60	50.4	50	44.3
E	60	48.6	50	42.7
F	55	49.1	45	43.4
G	55	49.6	45	43.7
H	60	49.5	50	43.5

※等価騒音レベルとは、一定時間における騒音レベルの平均値を指します。

対象時間としては、午前 6 時～午後 10 時までの昼間と午後 10 時～翌午前 6 時までの夜間を対象として、住居立地場所、又は住居立地可能な場所を予測地点に選定し、環境基本法における環境基準を用いて評価を行っております。

### 2. 発生する騒音ごとの予測

・夜間における騒音レベルの最大値の予測結果 (午後 10 時～翌午前 6 時)

#### 【定常騒音】

予測地点	規制基準 (dB)	予測結果 (dB)
P 1	50	49.4
P 2	50	47.7
P 3	50	42.2
P 5	50	42.8
P 6	50	41.8
P 9	50	36.8

#### 【変動／衝撃騒音】

予測地点	規制基準 (dB)	予測結果 (dB)
P 4	50	72.4
P 7	50	72.4
P 8	50	72.4
P 10	50	108.0
P 4'	45	42.3
P 7'	45	43.8
P 8'	45	39.4

※網掛け部分は基準値を上回ります。

※騒音レベルの最大値とは騒音源ごとの瞬間的な音の最大値を指します。

千葉県では午後 10 時～翌午前 6 時の夜間を対象時間として、直近の店舗敷地境界に予測地点を置き騒音規制法における規制基準を用いて評価を行っております。

店舗敷地境界で基準値を上回った場合には、住居立地場所又は住居立地可能な場所で再度予測します。

※店舗敷地境界の予測地点 P4(出口⑥)・P7(出口⑦)・P8(入口①)は来客車両走行音

P10(荷さばき施設出入口)は荷さばき車両の後進ブザー音が原因で基準値を上回っておりますが、直近の住居外壁の予測地点 P4'・P7'・P8'では基準値を下回ります。

※予測地点 P10 の西側には住居がないため、直近住居は予測地点 P8'となります。

#### ●大規模小売店舗立地法に基づく届出書の縦覧及び意見書の提出先●

千葉県 商工労働部 経営支援課 商業振興班  
 所在地：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 (県庁本庁舎 14F)  
 電話：043-223-2932 FAX：043-227-4757

#### ●大規模小売店舗立地法に基づく届出書の縦覧場所●

市原市 経済部 商工業振興課  
 所在地：〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1 市役所第 2 庁舎 4 階  
 電話：0436-23-9836

縦覧及び意見書の提出期間：令和 2 年 3 月中旬予定～令和 2 年 7 月中旬予定